

計画書

那覇広域都市計画地区計画の変更（八重瀬町決定）

都市計画外間北工業地区地区計画を次のように決定する。

| | |
|--------------------|---|
| 名 称 | 外間北工業地区地区計画 |
| 位 置 | 八重瀬町字外間地内 |
| 面 積 | 約 3.7ha |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 地区計画の目標 本地区は、八重瀬町字外間の国道 507 号と主要地方道那覇糸満線の交差点の西側に位置し、那覇空港自動車道南風原南インターチェンジに近接するなど、広域的な道路交通の利便性に恵まれた特性を有する。 この立地特性を活かし、工業系の土地利用を主体とした新たな産業地区の形成を図ることを地区計画の目標とする。 |
| | 土地利用の方針 本地区を沿道工業地区、工業地区及び複合地区に区分し、以下のとおり土地利用を図るものとする。 1) 沿道工業地区 幹線道路に面する特性を活かした工業系の土地利用を図る。 2) 工業地区 工業系を主体とした土地利用を図る。 3) 複合地区 住宅、店舗、事務所等を主体とした土地利用を図る。 |
| | 建築物等の整備の方針 地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する以下の事項を定める。 1) 建築物等の用途の制限 2) 建築物の容積率の最高限度 3) 建築物の建蔽率の最高限度 4) 建築物の敷地面積の最低限度 5) 建築物の高さの最高限度 6) 壁面の位置の制限 7) 建築物等の形態又は意匠の制限 8) かき又はさくの構造の制限 |
| | その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針 本地区的建築物等については、八重瀬町景観計画と整合した整備を図るものとする。 |

| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 地区の区分 | 地区の名称 (参考) (用途地域) | 沿道工業地区 (工業地域) | 工業地区 (工業地域) | 複合地区 (工業地域) |
|--------|------------|------------|--|--|--|----------------|
| | | 地区の面積 | 約 1.0ha | 約 2.3ha | 約 0.4ha | |
| | | 建築物等の用途の制限 | <p>工業地域に建てられる建築物のうち、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない（用途利用してはならない）。</p> <p>1) 一戸建て専用住宅（店舗・事務所を併用する場合は除く） 2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3) 幼保連携型認定こども園 4) 図書館、博物館その他これらに類するもの 5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する営業に係るものも含む。） 7) 自動車教習所 8) 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の動物の</p> | <p>工業地域に建てられる建築物のうち、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない（用途利用してはならない）。</p> <p>1) 一戸建て専用住宅（店舗・事務所を併用する場合は除く） 2) マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3) 幼保連携型認定こども園 4) 図書館、博物館その他これらに類するもの 5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する営業に係るものも含む。） 7) 自動車教習所 8) 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の動物の</p> | <p>工業地域に建てられる建築物のうち、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない（用途利用してはならない）。</p> <p>1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2) 幼保連携型認定こども園 3) 図書館、博物館その他これらに類するもの 4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する営業に係るものも含む。） 6) 自動車教習所 7) 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の動物の畜舎で 15 m²以下のもの、ペットショップ、ペットホテル及び動物病院は除く） 8) 建築基準法 別表第2（ぬ）項 第</p> | |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>畜舎で15m²以下のもの、ペットショッピング、ペットホテル及び動物病院は除く)</p> <p>9) 建築基準法 別表第2（ぬ）項 第二号及び第三号に該当するもの</p> <p>10) 建築基準法 别表第2（る）項 第一号に該当するもの</p> <p>11) 建築基準法 别表第2（と）項 第四号に該当する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</p> <p>12) 葬祭場、セレモニーホール、集会場（レストランウエディング施設ならびに地方公共団体の建築物等を除く）その他これらに類するもの</p> <p>13) 遺体安置所、エンバーミング施設その他の遺体を保管や保存、修復するための施設</p> <p>14) ペット火葬場、その他これに類するもの</p> <p>15) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂</p> <p>16) 堆肥舎</p> <p>17) 産業廃棄物処理施設</p> | <p>畜舎で15m²以下のもの、ペットショッピング、ペットホテル及び動物病院は除く)</p> <p>9) 建築基準法 别表第2（ぬ）項 第二号及び第三号に該当するもの</p> <p>10) 建築基準法 别表第2（る）項 第四号に該当する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</p> <p>11) 葬祭場、セレモニーホール、集会場（レストランウエディング施設ならびに地方公共団体の建築物等を除く）その他これらに類するもの</p> <p>12) 遺体安置所、エンバーミング施設その他の遺体を保管や保存、修復するための施設</p> <p>13) ペット火葬場、その他これに類するもの</p> <p>14) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂</p> <p>15) 堆肥舎</p> <p>16) 産業廃棄物処理施設</p> |
|--|---|--|

| | | | | |
|--|------------------|---|------------------------------|------------------------------|
| | 建築物の容積率 の最高限度 | 200% | 200% | 200% |
| | 建築物の建蔽率 の最高限度 | 60% | 60% | 60% |
| | | 建築基準法第53条第3項第2号に基づく角地等の緩和を適用する。 | | |
| | 建築物の敷地面積の最低限度 | 200 m ² | 300 m ² | 165 m ² |
| | | 但し、告示日においてこの規定に適合しないものについては、その全部を一つの敷地として利用する場合はこの限りではない。 | | |
| | 建築物の高さの最高限度 | 20m | 20m | 20m |
| | 壁面の位置の制限 | 道路境界線：1.5m以上 隣地境界線：1.5m以上 | 道路境界線：1.5m以上 隣地境界線：1.5m以上 | 道路境界線：1.0m以上 隣地境界線：1.0m以上 |
| | | 但し、告示日において現に存する建築物及び建築物の敷地面積の最低限度に満たない土地については、道路境界線、隣地境界線ともに0.5m以上を適用する。 | | |
| | 建築物等の形態又は意匠の制限 | 外壁の色は、原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩とすること。 | | |
| | かき又はさくの構造の制限 | かき又はさくを設ける場合は、次のうち各号のいずれかに適合しなくてはならない。但し、門についてはこの限りではない。 1) 生け垣 2) ブロック、レンガ、石積み等の塀の場合、道路との境界部分に面する側に設ける場合は敷地地盤高から1.0m以下とし、隣地境界線部分に面する側に設ける場合は敷地の地盤高から1.2m以下とする。 3) 鉄柵、金網等で透視可能なフェンスの場合、敷地地盤高から1.5m以下のものとする。(ブロック、レンガ、石積み等を基礎部としても良い) | | |

「区域は計画図表示のとおり」

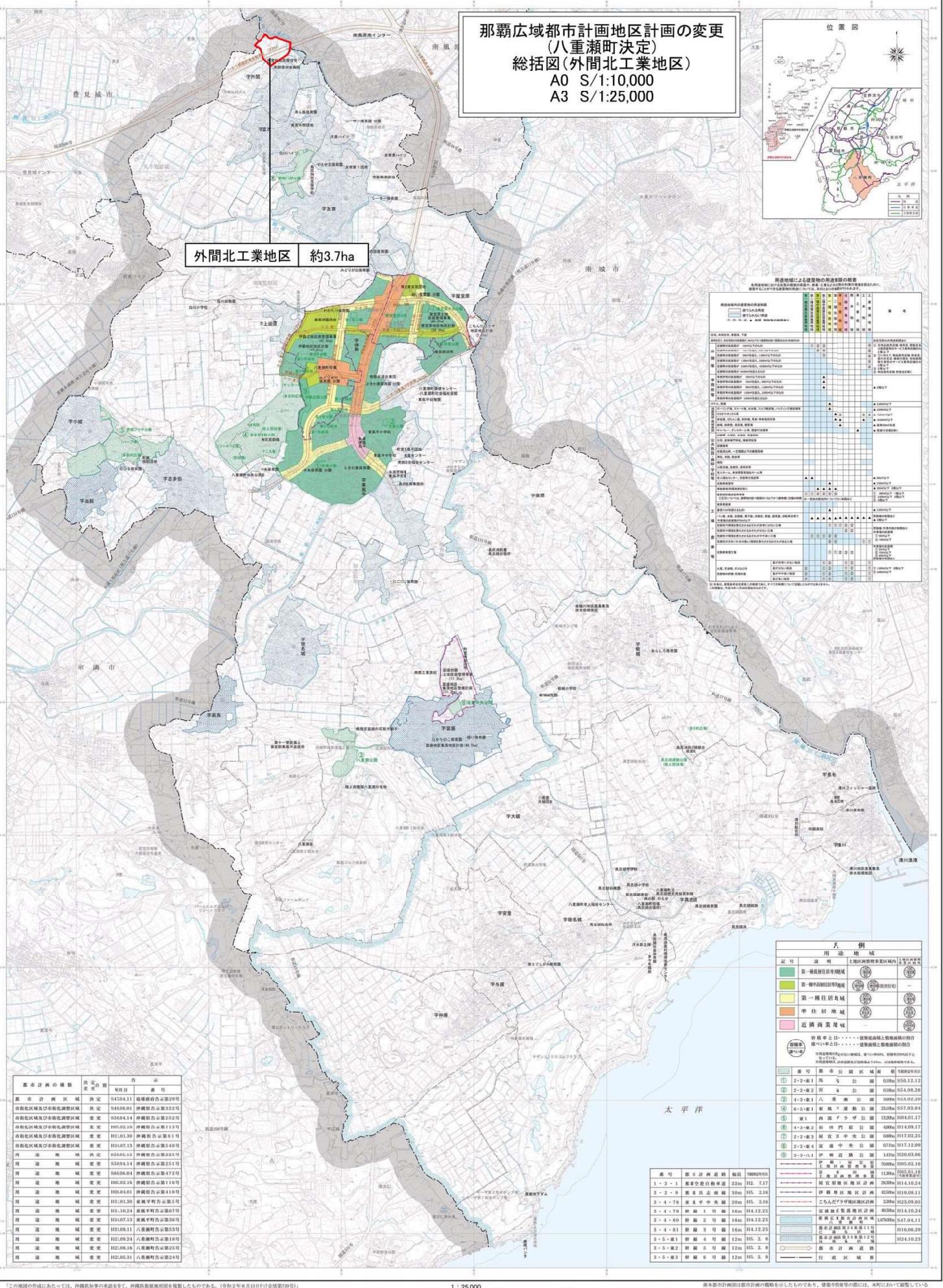
理由

外間北工業地区は、工業系の土地利用を主体とした新たな産業地区の形成をまちづくりの目標としており、工業系の土地利用を適切に誘導するため、工業地域の指定とあわせて地区計画を定める。

なお、本地区は第7回那覇広域都市計画区域区分定期見直しにおける市街化区域編入地区であり、市街化区域編入、用途地域指定、地区計画の決定を同時に行うこととする。

那霸広域都市計画地区計画の変更
(八重瀬町決定)
総括図(外間北工業地区)
A0 S/1:10,000
A3 S/1:25,000

外間北工業地区 約3.7ha



「この地図の作成にあたっては、沖縄県知事の承認を得て、沖縄県農林地政部が複製したものである。(令和2年8月13日かけ企第789号)」承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、沖縄県知事の承認を得なければならない。

※本都市計画図は都市計画の概略を示したものであり、建築や開発等の際には、本町において総覧している詳細な計画図で用途地域等都市計画別則について必ず確認して下さい。

